

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三村 申吾

青森県規則第二十八号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 第二条第三項第二号に掲げる資金であつて森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十七条第四項に規定する林業経営者に対して貸し付けるものについての第二条第三項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。